

令和5年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

3 監査の実施期間

令和6年1月4日から令和6年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年11月30日まで(令和5年度分)

令和4年12月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資

料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀 樹（識見監査委員）
浦川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(柳河小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(城内小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 契約事務について、児童用図書納入請書の日付及び履行期間が鉛筆で記入されているものがある。

(昭代第一小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入について、納品完了前に検査欄に押印されているものがある。

(昭代第二小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(皿垣小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(中島小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(大和小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(矢ヶ部小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(垂見小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 契約事務について、起案文書の決裁日と施行日の記入がない。

《中学校》

(柳城中学校)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書について、未決裁のものがある。

【注意事項】

ア 請書の日付を修正しているものがある。

(昭代中学校)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書について、未決裁のものがある。

【注意事項】

ア 物品購入事務について下記のものがある。

- ・納品完了前に検査欄に押印されている。
- ・納品検査はしているが未決裁である。

(三橋中学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア ウォータークーラー他購入について、物品売買契約書の契約日の記入がない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 物品購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から見積書徴取・契約締結伺書起案までの処理において日付に整合性のないものなどが見受けられるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。